

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 6 月まで

会社退職後の昭和 47 年 11 月 1 日に国民年金に加入し、市役所税務課職員に国民年金保険料の納付を依頼し、未納は無いと思っていた。保険料の督促があれば必ず支払っていたので申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入以降、昭和 55 年 12 月までの国民年金保険料を前納、1 年度一括又は期別ごとに現年度納付しており、申立期間当時納付意欲が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①の直前の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を同年 6 月 3 日に過年度納付しており、この時点において申立期間①は現年度納付が可能であり、申立期間①直後の 57 年度においても国民年金保険料を現年度納付していることを考慮すると、申立期間①の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

2 一方、オンライン記録により、申立人は、昭和 62 年 9 月 17 日に時効にかからない申立期間②直後の 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の妻も同日に同期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、この時点において申立期間②については、時効により納付ができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年3月1日）及び資格取得日（38年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を37年3月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から38年5月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から38年6月1日まで
昭和37年2月からA社に継続して勤務しているが、厚生年金保険の加入記録が中抜けになっているのはおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主発行の在籍証明書並びに事業主及び同僚の証言から、申立人は昭和37年2月1日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主及び複数の同僚は、申立人の勤務形態に変更が無かった旨を証言しているとともに、事業主は、継続勤務であれば保険料の控除についても継続していたとしているほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、他の同僚はいずれも被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る申立期間前後の記録、及び同僚の昇給や算定等の記録から、昭和37年3月から

同年9月までは1万6,000円、同年10月から38年5月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、資格喪失日が昭和37年3月1日、資格取得日が38年6月1日と記載されていることから、事業主が各日を喪失日及び取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る37年3月から38年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月まで

私は、昭和 62 年 11 月に海外から帰国し、B 市で住民登録をした。同市で、2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、次の住民登録先の C 市 D 区役所で納付書をもらい、2 年分を一括して納付した。間違いなく納付したので、国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 区役所で国民年金の加入手続をした際に、2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、制度上、申立人がさかのぼって国民年金に加入できるのは住民登録をした日以降であり、申立人の帰国後の住民登録は、戸籍の附票から昭和 63 年 2 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は、国民年金への加入ができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月 6 日に払い出されており、申立人は「発行された年金手帳は 1 冊であり、C 市 D 区で納付書をもらったと思う。」と述べていることから、B 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成元年に国民年金に加入した際、昭和 63 年 2 月から元年 3 月までの国民年金保険料を同年 6 月 1 日に一括して納付していることが確認できることから、当該保険料納付を申立内容と混同していることが考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。